

別 紙

第53回 静岡県公衆衛生研究会 優秀演題ホームページ掲載要旨

分 科 会 名	第3分科会	演題番号	337
題 名	関係行政機関等の連携による民泊サービスの適正化の取組み		
所 属	富士健康福祉センター		
氏 名	○古屋雅史、横澤辰哉、金子亜紀、秋山志穂、川田康博		
要 旨 (簡 潔 に)	<p>近年、訪日外国人観光客は急増し、そのニーズにより増大する大都市部での宿泊需要に対応した観光立国が推進されている。また、人口減少や空洞化により増加している空き家の有効活用といった地域活性化が推進される中、民泊サービスに対する期待が高まっている。</p> <p>このような背景の下、平成28年4月から旅館業法の改正により簡易宿所営業に係る面積要件が緩和され、これまで客室が狭小であった民家等においても、許可の取得が可能となった。</p> <p>一方、旅館業を営む場合には、建築基準法や消防法等の関係法令にも適合する必要があるが、これらの法令については特段の改正は行われていない。</p> <p>上記の旅館業法の改正については、各種メディアにより「民泊解禁」と大々的に報じられ、インターネット上に乱立する民泊仲介サイトを介して無許可で営業を始める者が後を絶たない状態となっており、全国的にも問題化している。</p> <p>民泊サービスを新たに始めようとする者の中には、関係法令の手続きに関する理解が不十分な者が多く、仲介サイトにさえ掲載すれば営業を開始できると安易に考えている者が多いことがその要因と思われることから、民泊サービスの適正化を図るため、関係行政機関等と連携した取組（無許可営業所の積極的な探索、共通パンフレットの作成、国際交流協会等へのパンフレット配布、警察との情報共有等）を行った。</p>		